

目黒区居住支援協議会設置要綱

令和4年3月4日付け目健総第3090号決定

令和7年4月1日付目健総第622号改正

令和8年4月1日付目健総第985号改正

(設置)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等に関し必要な措置について協議し、福祉型の居住支援施策を推進することにより、地域福祉の向上を図ることを目的として目黒区居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 居住支援施策に係る意見及び検証に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居促進及び居住の安定に関すること。
- (3) 居住支援施策に係る関係機関との連携及び情報共有に関すること。
- (4) 入居促進及び居住の安定に係る周知及び啓発に関すること。
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学識経験者 4名以内
- (2) 地域福祉団体 4名以内
- (3) 不動産団体 3名以内
- (4) 区職員 12名以内
- (5) その他区長が必要と認めた者

2 前項第4号に規定する委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、第3条第1項第1号に規定する委員のうちから委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員(前条の規定により出席した者を含む。)は、職務上知り得た秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部福祉総合課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

健康福祉部長
都市整備部長
健康福祉部健康福祉計画課長
健康福祉部福祉総合課長
健康福祉部高齢福祉課長
健康福祉部障害者支援課長
健康福祉部生活福祉課長
子ども若者部子ども若者課長
子ども若者部こども家庭センター長
都市整備部都市計画課長
都市整備部住宅課長